

日本寄生虫学会理事等選挙の選挙人 および被選挙人の告知

2023年10月27日

選挙管理委員会
委員長 濱野真二郎
委員 岩永史朗
委員 美田敏宏
委員 菊地泰生

- ・選挙人および被選挙人名簿は、寄生虫学会事務局の保有する会員データ(2023年10月20日現在)を元に作成しました(理事選挙実施規程第4条)。会員各位はご自分の選挙人および被選挙人たる権利につきご確認ください。
- ・選挙人および被選挙人名簿に異議のある会員は2023年11月26日までに選挙管理委員会(日本寄生虫学会事務局内 jsp.office.2015@gmail.com)までご連絡下さい。理事会にて異議が認められた場合は修正します(理事選挙実施規程第4条第3及び4項)。
- ・なお、被選挙人名簿に登録された会員が理事、プログラム委員、教育委員、あるいは小泉賞審査委員(奨励賞審査委員を兼ねる)に選出されたときは、正当な理由があると理事会で認められる場合を除き、これを拒否することはできません(理事選挙実施規程第4条第6項)。
- ・異動に伴う住所変更届が提出されていない場合などは名簿には反映されておりません。なお、海外在住の会員の所属支部は、学会事務局のある南日本支部とみなされます(理事選挙実施規程第6条)。
- ・お知り合いに日本語を理解しない会員が居られましたら周知をお願いします。

■ 選挙人および被選挙人名簿 [2023選挙名簿20231020v0.5.xlsx](#) [2023.10.20]

被選挙権						
	名誉 会員	終身 会員	正会員(評 議員)	正会員(一 般)	正会員(学 生)	団体会員・賛 助会員
理事	×	×	○	×	×	×
プログラム 委員	×	×	○	○	○	×
教育委員	×	×	○	○	○	×
小泉賞選考 委員	○	○	○	×	×	×

選挙権						
	名誉 会員	終身 会員	正会員(評 議員)	正会員(一 般)	正会員(学 生)	団体会員・賛 助会員
理事	×	×	○	○	○	×
プログラム 委員	×	×	○	○	○	×
教育委員	×	×	○	○	○	×
小泉賞選考 委員	×	×	○	○	○	×

上記にかかわらず、

■ 次の会員は被選挙人たる権利を有しません。

- 2022年度までの学会費に未納がある正会員は被選挙人たる権利を有しません(会則第5条第10項)。
- 現在、連続して2期選出されている理事あるいはプログラム委員、教育委員である正会員はそれぞれの役職の被選挙人たる権利を有しません(会則第11条第2項、プログラム委員会細則第4条第2項および教育委員会細則第4条第2項)。
- 2024年3月31日時点で63歳に達する評議員は理事の被選挙人たる権利を有しません(会則第11条第3項)。
- 2024年3月31日時点で63歳に達する正会員は教育委員の被選挙人たる権利を有しません(教育委員会細則第4条第3項)。
- 地方区選出の理事および教育委員会委員の被選挙人たる権利は、10月27日現在の所属支部(地方区)に限られます(理事選挙実施規程附則3.)。

■ 次の会員は選挙人たる権利を有しません。

- 名誉会員、終身会員、団体会員、賛助会員は選挙人たる権利を有しません(会則第5条第5項、第6項、第7項および第8項)。
- 2022年度までの学会費に未納がある正会員は選挙人たる権利を有しません(会則第5条第10項)。但し、2023年1月1日以降に会員登録を完了し、今年度の会費を納入している新入会員は選挙人名簿に掲載されます。
- 地方区選出の理事および教育委員会委員の選挙人たる権利は、10月27日現在の所属支部(地方区)に限られます(理事選挙実施規程附則3.)。

以上。

参考

- 日本寄生虫学会会則: <https://jsparasitol.org/about/society-regulations/>
- 理事選挙実施規程および理事選挙日程細則:

<https://jsparasitol.org/about/society-regulations/trustee-election/>

3. プログラム委員会細則:

<https://jsparasitol.org/wp-content/uploads/2017/06/20161018program.doc>

4. 教育委員会細則:

<https://jsparasitol.org/wp-content/uploads/2020/08/kyoiku20200820.doc>

5. 小泉賞審査規定および奨励賞審査規定

<https://jsparasitol.org/about/society-regulations/koizumi/>